

第 85 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会  
議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 13 日 (火) 10:00～11:55
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室
- 3 出席者  
会長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授  
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事  
同 小木曾 綾 中央大学法科大学院教授  
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長  
同 平川 和子 東京フェミニストセラピィセンター所長  
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事  
(1) 性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会の答申について  
(2) 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について (いわゆる J K ビジネス及びアダルトビデオへの出演強要の被害など)
  - ・ 政府の取組について
  - ・ 民間団体の取組について
  - ・ 今後の対応について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 性犯罪の罰則の改正に関する法制審議会の審議状況等【法務省】
- 資料 2 ネット上の違法・有害情報に対する総務省の取組【総務省】
- 資料 3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について【法務省】
- 資料 4 リベンジポルノに対する取組み【一般社団法人セーファーインターネット協会】
- 資料 5 今後の対応について (案)

(議事録)

○辻村会長 皆様、おはようございます。

ただいまより第85回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日の御欠席の委員は、柿沼委員と森田委員の2名でございます。

本日の議事でございますが、お手元の議事次第にありますように、最初に「性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会の答申について」、法務省から説明をしていただきます。

次に、前回に引き続きまして「児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について」いわゆる「JKビジネス」やアダルトビデオへの出演強要の被害に関し、インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報への対応について、関係省庁と一般社団法人セーフターインターネット協会専務理事より、それぞれの取組について御説明をいただきます。

その後、今後の対応について、委員から御意見をいただきたいと考えております。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、カメラ撮りはここまででお願いいたします。

(報道関係者退室)

○辻村会長 それでは、議事に入ります前に、事務局から会議資料の確認をしてくださるようお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 おはようございます。資料の確認をさせていただきます。

議事次第にごございますとおり、本日の資料は資料1から資料5までとなっております。資料1から資料3までが法務省及び総務省からの提出資料、資料4は、セーフターインターネット協会様からの提出資料、資料5が「今後の対応について(案)」となります。

不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。

資料の説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。なお、本日は都合によりまして、少し早めに閉会させていただきたいと考えておりますので御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、初めに議事次第(1)「性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会の答申について」、法務省より説明をしていただき、その後に質疑をさせていただきたいと思っております。

それでは、法務省から説明をよろしくお願いいたします。

○今井刑事局付 法務省刑事局から、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する法制審議会の答申に関しまして御説明させていただきます。

お手元の資料1に従って御説明します。

性犯罪の罰則に関しましては、明治40年の現行刑法定制以来、構成要件などについては制定当時のものが基本的に維持されてきましたが、平成16年の刑法改正や平成22年の刑法及び刑事

訴訟法の改正の際には、衆参両議院の法務委員会による附帯決議におきまして、性犯罪の罰則の在り方について更に検討することが求められ、平成22年に閣議決定されました第3次男女共同参画基本計画においても、「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」こととされるなど、さまざまな指摘がなされてきたところでございます。

そして、平成27年10月の第79回の専門調査会においても御説明いたしましたが、法務省におきましては、これらの御指摘等を踏まえまして、平成26年10月から性犯罪の罰則に関する検討会を開催するなどして検討した結果、性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、法整備を行う必要があると考え、平成27年10月、性犯罪に対処するための刑法の一部改正について、法制審議会に諮問いたしました。

その後、平成27年11月から本年6月までの間、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において、合計7回の調査審議が行われ、その中で、性犯罪の罰則に関する検討会において実施されたヒアリングを補充する観点から、性犯罪、被害者等のヒアリングがさらに実施され、そこで示された御意見をも踏まえて調査審議が行われた上で、本年9月12日、法制審議会第177回総会において、全会一致で要綱（骨子）が採択され、お手元の資料の要綱（骨子）のとおり法整備を行うのが相当である旨、法務大臣に答申されたものでございます。

この答申の要点について申し上げます。先ほどの資料裏面の「性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する要綱（骨子）の概要」と記載されている横書きの資料を御覧ください。

まず、①強姦罪等の構成要件の見直し及び②法定刑の引き上げについて御説明させていただきます。

現行の刑法第177条等は「女子」に対する「姦淫」のみを強姦罪等の対象として、強制わいせつ罪よりも重く処罰するものとしておりますが、その構成要件を見直し、行為者及び被害者の性別を問わず、性交、肛門性交、口腔性交を重い処罰の対象とすることとした上で、その法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げるとともに、被害者を死傷させた場合の罪の法定刑の下限も、懲役5年から懲役6年に引き上げるなどしようとするものです。

その理由としては、肛門性交や口腔性交は、陰茎の体内への挿入という濃厚な性的接触を強いられるもので、現行法の姦淫と同様の悪質性、重大性を有すると考えられたこと、近時における性犯罪の量刑の実情等に照らすと、法定刑を引き上げるのが相当であると考えられたことなどが挙げられております。

次に、③監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は、性交等に関する罰則の新設についてです。

18歳未満の者は一般に精神的に未熟である上、生活全般にわたって自己を監督し、保護している監護者、例えば実親や養父母等が典型であります。このような監護者に精神的にも経済的にも依存しており、そのような依存・被依存ないし保護・被保護の関係にある監護者が、その影響力があることに乗じて18歳未満の者と性交等をする行為は、強姦罪等と同じく、これらの者の性的自由ないし性的自己決定権を侵害するものであるといえ、強姦罪等と同等の悪質性、当罰性が認められると考えられることから、そのような行為についても新たな犯罪類型を設け、

強姦罪と同様に処罰する規定を設けようとするものです。法制審議会においては、行為者との日常生活の中で、性的関係が常態化している事案などは、行為者による明確な暴行や脅迫がなく、かつ、個別の性交等について、抗拒不能にも該当しない場合が多く、刑法の性犯罪として処罰されていないが、強姦罪、準強姦罪等と同様に性的自由を侵害していることから、このような行為を性犯罪として刑法に規定し、重く処罰する必要があるといった意見があり、このような処罰規定を設けることに賛成する意見が多数を占めました。

続きまして、④強制わいせつ罪等の非親告罪化についてですが、現行法で親告罪とされている強制わいせつ罪や強姦罪等について、非親告罪化することとするものです。

現行法においては、強制わいせつ罪等は、被害者のプライバシー等を保護する観点から親告罪とされていますが、現状においては、告訴をするか否かの選択が迫られているように感じる場合があるなど、親告罪であることにより、かえって被害者に精神的な負担を生じさせていることが少なくない状況に至っていると認められたことや、現在では、刑事訴訟法の改正等により、被害者のプライバシー保護が図られるなどしており、親告罪であることと、プライバシー保護との関連性は既に薄れていることなどから、これらの罪を非親告罪化しようとするものです。

なお、法制審議会においては、非親告罪化した場合の刑事手続における被害者の心情への配慮及び二次被害の防止等の必要性等について御意見があったところ、検察官である委員から、性犯罪においては、公判で事件の内容等が公になることを望まない被害者もおられることなどから、被害者のプライバシー等の保護が特に重要であり、現行法で非親告罪とされている強姦致傷等の罪についても、起訴するか否かの判断に当たって、被害者の意思を丁寧に確認しており、強姦罪等を非親告罪化した場合にも、被害者の意思を最大限尊重することになると考えているとの発言があり、実務での運用によって適切に対応できるとの意見が多数でした。

また、④の※印の部分に記載しております「改正法施行前の行為についても、原則、非親告罪として取り扱う」との点は、諮問に係る要綱（骨子）には示されていなかったものですが、被害者の負担を軽減するという非親告罪化の今般の趣旨に鑑みると、改正法施行前の行為も、非親告罪として取り扱うのが適当であるとして、改正法施行前の行為についても原則として新法を適用し、非親告罪として取り扱うこととすべきとして、盛り込まれたものでございます。

もっとも、改正法施行前に既に法律上告訴がされる可能性がなくなっている場合については、一旦、起訴される可能性がなくなった被疑者の地位の安定を考慮する必要があることから、そのようなものについては新法を適用しないこととされております。

最後に、⑤強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則の整備についてです。

現行法においては、強盗の犯人が強姦をしたときについては、強盗強姦罪として、無期または7年以上の懲役という重い法定刑が規定されていますが、強姦犯人が強盗をした場合にはこのような規定がなく、一般的な併合罪の規定にしたがって、その処断刑は5年以上30年以下の懲役刑となり、強姦行為と強盗行為の先後関係等によって、犯人に科すことができる刑に大きな差異があります。

しかし、強姦行為と強盗行為の先後関係等によって、被害の重大さに違いがないにもかかわらず、科すことのできる刑に大きな差異があることを合理的に説明することは困難であると考えられることから、同一の機会において、強姦行為と強盗行為等を行った場合につき、現行の強盗強姦罪と同様の法定刑で処罰できるようにするなどの整備を行おうとするものです。

性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する答申が行われた要綱の概要の説明は以上でございます。

法務省としましては、この法制審議会の答申を踏まえ、適切な時期に法案を提出できるよう、現在準備を進めているところでございます。

○辻村会長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、大体10時半ぐらいまでをめぐりに委員のほうから質問と御意見をお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。 阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 重罪にすることについては賛成をしております。しかし、今回はこの刑法の一部改正ということですのでけれども、特に③の監護者である影響力があることに乗じたということで、親が子供に対して強姦を行う、あるいは強制わいせつを行うということにつきましては、私どもの施設におきましても、DVだけではなくて、いろいろな事情で一時保護された単身女性のほうが、中期シェルターを利用して一定期間、落ちついた生活をする中で、打ち明け話ではないのですが、子供のころに父親から強姦された、あるいは性暴力を受けた。それから、母親が離婚して、父親のほうに引き取られて、実の父親からも性暴力を受け続けた。非常に精神的に不安定で、生育歴の過程の中で精神科を受診したり、入退院を繰り返したりするというような話がこのところ、たびたび聞かれております。そういった意味では重罰化することも非常に重要なのですけれども、監護者によるこういった性暴力を防止する。性暴力は犯罪なのだということを周知していく、あるいはキャンペーンを張っていくということも、あわせてとても重要なことだと思うのですが、イメージとしてキャンペーンの仕方も含めて大変難しいのかなとは思っているのですが、何か有効なキャンペーン方法あるいは啓発の方法がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいまのは、御意見というか、法務省に対する御質問ですか。

○阿部委員 それも兼ねています。

○辻村会長 何か刑事局のほうでお答えはございますでしょうか。

○今井局付 ホームページ等を通じて広報等をする事になるかと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ホームページ等による広報ということですが、自ら法務省のホームページから検索する人は多くはありませんので、どのように広報をするかは今後の課題だと思います。今の論点について、ほかの委員から何か関連質問、御意見等はございますか。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 補足的なことですが、広報が必要だということでは、夫婦間の犯罪です。

それを明記して夫婦間でも犯罪が成立することを社会に広く示すべきだという議論があったのですが、現行法でも当然それは犯罪になるということで、ここには盛り込まれなかったわけですが、これなどはまさに社会全体が、夫婦間でも望まない関係を強要されるのは犯罪であるということを認識しないといけないという典型例だろうと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいま御意見がございましたように、夫婦間レイプについては、今回改正項目に入らなかったわけですが、当然それも含まれている（現行法でも強姦罪として処罰される）ということですので、マスコミ、その他、さまざまな機会で広報をする必要があるかと思います。

ほかに、また別の論点で結構ですが、御質問、御意見はございますか。

山田委員、お願いします。

○山田委員 集団強姦罪が廃止されることは強姦罪の法定刑を引き上げることによるものだと思うのですが、集団強姦罪を廃止せず、その法定刑を引き上げるという意見等は出なかったのでしょうか。

○辻村会長 お願いします。

○今井局付 集団強姦罪の廃止に関しましては、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会におきまして、廃止に反対する御意見は一部ありました。ただ、法定刑を引き上げるとなると、現行法で集団強姦致傷の法定刑の下限が懲役6年ですので、仮にこれを引き上げるとなると懲役7年又はそれ以上となります。そうしますと、例えば前科がなく、関与の程度も相当程度低く、さらには被害者が宥恕しているような者についても、法律上酌量軽減をしても執行猶予を付すことができず実刑になるということになってしまいます。これについては、平成16年に集団強姦罪等が設けられた際に、国会で審議された場においても、このような、法定刑を定めることについては、やはり酷な場合があり、行為者の社会復帰の面からも相当でないと言われたものでございます。そして、その趣旨は現在も妥当していると考えられますので、集団強姦罪の法定刑の下限を引き上げるのではなく、現在の法定刑が定められた趣旨を踏まえた上で議論した結果、集団強姦罪等を廃止するのが相当であるとされたものです。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

原委員、お願いします。

○原委員 ④の性犯罪の非親告罪化が行われることによって、犯罪として取り扱われる件数が増えると思うのですが、お話にあったように、被害者の意思を尊重してその先を進めていくことになると思うのですが、もともと被害者の聴取においては気をつけておられると思うのですが、現場にいと、警察の捜査段階から何度も同じことを聞かれて、特に女子児童などはすごく疲弊を起こしているのを何度か支援の現場でも見てきていますので、そのあたりの配慮についても、また一段と御考慮いただけたらと思っております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見、いかがでしょうか。二次被害の問題、いわゆるセカンドレイプの話も随

分議論になったと思います。いかがですか。

○今井局付 御指摘のありましたような特に児童に対する聴取の在り方については、現在、検察庁、警察、それから、児童相談所の三者が連携して、聴取の回数をできるだけ減らすとともに、聴取方法についてもより一層配慮していくという取組をしているところでございまして、このような取組が更に進められるものと承知しております。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。よろしいですか。

では、私から1点お伺いします。この専門調査会では、平成24年の7月「『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～」という報告書を出しております。それまで2年ぐらいかけて、強姦罪の構成要件の見直しについて、これは第3次男女共同参画基本計画にも書きまされたけれども、問題提起をさせていただきました。その中では、今回、骨子に含まれなかった問題として、いわゆる性交同意年齢の引き上げの問題でありますとか、その他、暴行・脅迫要件をどうするかとか、いろいろ問題があったかと思いますが、これらの残された課題といたしますか、議論がありました問題については、今後どのように考えていったらよろしいでしょうか。

法務省としましては、刑法改正案がこれから国会で採択され、刑法改正が成立しましたら、この話は終わるという認識でおられるのか。あるいは、ここで出た問題について、継続的にどこか検討する場を考えるとというお立場でしょうか。と申しますのは、この調査会は継続的にこれらの問題を扱っていく職務があると考えておりますので、そのあたりの認識について、お話になれる限りで結構ですのでお伺いしたいと思います。

○今井局付 当局としましては、現在、法制審議会で答申をいただいたものを法案にする準備をしておりますので、その後のことについては、現在のところ何か決まっているわけではなく、答申をいただいたものについて、適切な時期に法案を提出できるように準備を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

小木曾委員は法制審議会のメンバーでもございまして、何かそのあたりの議論状況はいかがででしょうか。

○小木曾委員 暴行・脅迫を犯罪成立の要件としておくことの是非については、相当な時間をかけて議論がありました。例えば意に反する行為を処罰するという提案や外国法はどうなっているのだということなどについて、議論がありましたけれども、ことの本質としては、もちろん、意に反した行為が処罰対象なのですからけれども、それを犯罪として捕捉するためには、どういう外形的な行為があればいいかを考えたとき、やはり、何らかの外形的な行為がないと犯罪にできないわけです。もし、これを意に反した関係の強要を処罰するというような書き方にしますと、むしろ犯罪は成立しにくくなるのではないかという懸念があります。刑罰法規の明確性の要請や、むしろ犯罪立証が困難になる恐れがあるといったことから、現行の暴行・脅迫要件はそのままになりました。

ただ、裁判所がそれを適用する際に、例えば、ここでも議論になりましたように、女性が黙っていたから、逃げなかったから、それだけで犯罪が成立しないというような認定はおかしいだろうと。これについては、実務の現場からそのような認定はしていませんという説明はありましたけれども、そのあたりはまさに実務家の皆さんもより一層適切な認定に努めていただきたいという、そういう認識は十分共有されていると思います。

もう一点は、同意年齢ですけれども、その年齢を上げた場合に、子供たちの性行動、性的な接触を含む行動実態とずれた年齢設定をしてしまった場合に、非行少年を増やすことになってしまうおそれがあります。少年事件の場合は全件送致ですので、例えば親がそれを見つけて、相手の子供がけしからんといって通報すると、社会的には早熟とみなされるだけかもしれない行為が非行事実として扱わなければいけないことになってしまう。少年の健全育成という見地からは、児童福祉法や条例もあるわけですので、そちらで対処するほうが適切ではないかといったことも相当な時間をかけて議論が行われております。

○辻村会長 ありがとうございます。

この調査会でも、レイプシールド法などについても検討したのですが、こういう法整備については、何か議論はありましたでしょうか。

○小木曾委員 なかったですね。

○辻村会長 それはなかったですか。ありがとうございます。

いずれにいたしましても、当専門調査会で平成24年に問題提起させていただいたことの内容の大部分が、今回少し時間はかかりましたけれども、法改正というところまで来ているということでございます。まだ残された課題につきましても、問題意識は共有されているという御発言でございましたので、この調査会においても、今後も継続すべき点があれば継続して審議をしていきたいと考えております。

では、法務省の皆様、どうもありがとうございました。

委員の皆様のおかげでも、また何かありましたらお申し出くださいますようお願いいたします。

(今井局付退室)

○辻村会長 それでは、次の議題に移らせていただきます。議事(2)「児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の被害等について」でございます。

繰り返しませんけれどもこういう被害に関して、インターネット上の違法・有害情報、人権侵害情報への対応について、御説明いただくことになっております。

まず、関係省庁ということで、総務省から御説明をよろしく願いいたします。

○柘植専門職 総務省でございます。本日はよろしく願いいたします。

本日は総務省のネット上の違法・有害情報に対する取組という形で御説明させていただきます。

まず、スライドの1枚目でございますけれども、こちらが本日の御説明のサマリーになっております。総務省の違法・有害情報に対する取組は、基本的に3本立てになっているとお考えください。



1つ目が、制度的な環境整備ということで、長い法律名なのですが、プロバイダ責任制限法と略称で呼んでおりますけれども、こちらを平成14年5月に施行させていただいております。こちらで権利侵害情報に係る制度的な整備というものを行わせていただいております。詳細は、また後ほど御説明いたします。

2つ目の丸が、民間事業者による適切な対応の促進ということで、ネット上の違法・有害情報にはさまざまなものがあるのですが、プロバイダ等の民間事業者の自主的な削除というものをサポートすべく、そういった民間の団体が自主的に作成しているガイドラインや契約約款のモデル条項などの作成や改訂を総務省で支援させていただいている。これが2つ目の柱になります。

3つ目、インターネット利用者からの相談対応、例えば自分の画像だとか映像がネット上に流れているので消したいのだけれども、どうしたらいいのだろうかという御相談に対する相談窓口として、違法・有害情報相談センターというものを設置・運営させていただいております。こちらはメールベースにはなってしまうのですが、相談に対して、こういった方法で削除請求をすればよろしいですよといったアドバイスを行わせていただいております。

以下、詳しく御説明させていただきます。

まず、この違法・有害情報がさまざまある中で、大きく情報類型を3つに分けて取組を行っているということを御理解いただきたいと思います。

1つ目が、権利侵害情報というもので、例えばそこに挙げさせていただいております自宅の中を盗撮された画像だったり、誹謗中傷、もしくは著作権侵害の違法な音楽や映画のダウンロード販売、これは情報そのものによって特定の主体の権利を侵害しているものということで、これを権利侵害情報と呼んでおります。これについては、このプロバイダ責任制限法において、プロバイダ等がこれを削除、または削除しない場合の免責要件を明示することによって、表現の自由とのバランスをとった上で適切に対応できるような法制度上の対応を行っているということになります。

これに加えて、この権利侵害情報に関しては、民間の事業者団体がガイドラインを作成しており、これの作成、改訂を総務省で支援させていただいているということになります。

2つ目の青いところなのですが、2つ目、3つ目、ありますが、2つ目の権利侵害以外の違法情報というものがございます。これは例えば、例えば警察だとかNGOさんなどが児童ポルノを見つけたからこれを削除してほしいといったときの児童ポルノの画像や映像であったり、売春広告、覚醒剤の広告といったもの、これは全て法律で禁止されております。こういったものを権利侵害以外の違法情報という形で、分けております。この権利侵害以外の違法情報なのですが、これについては、プロバイダ責任制限法の適用対象ではないということになります。プロバイダ責任制限法は、ここで言う1のところだけが適用対象ですので、適用対象から外れております。ただ、もちろん、こういったものも消さないといけないというのは当然のことですので、これに対しては、業界団体のほうで自主的なガイドラインというものを作成しております。私ども総務省のほうで、この作成、改訂を支援させていただいていることにな

ります。

3つ目の有害情報というものなのですが、これはどういったものかという、一般的な公序良俗に反するような情報とお考えください。例えばそこに例を挙げさせていただいた、自殺を誘引、勧誘するようなサイトです。こういったものは法令で明示的に禁止されているわけでも、誰かの権利を直接侵害するわけでもないのですが、そのままにしておくのはよろしくないだろうということで、契約約款のモデル条項というものを、民間団体のほうで作成されております。このモデル条項というのは、プロバイダさんが利用者と利用契約を結ぶ際の利用規約、利用約款というもののモデルにさせていただくためにつくられているものです。このモデル条項の作成・改訂を、総務省で支援させていただいています。

駆け足になりましたが、こういった形で情報類型を分けて、それぞれ取組を行っているということになります。

次のスライドはプロバイダ責任制限法の概要の御説明資料になります。先ほどのオレンジの1の権利侵害情報というところが対象です。

大きく分けて、免責要件と発信者情報開示請求の要件という2本立てなのですけれども、被害者救済と発信者の表現の自由のバランスに配慮して、スムーズにそういった権利侵害情報の削除が行えるように、免責要件を定めたものになります。

次に進ませていただきます。

こちらはガイドラインの概要になります。これは民間団体のガイドラインで、プロバイダ責任制限法に関するガイドラインということになります。

こちらは先ほど申し上げた図でいくと、2の権利侵害以外の違法情報というものです。そのガイドラインの概要がこの6枚目のスライドになります。例えば、そこに書いてあるような薬物関連法規だとか振り込め詐欺関連法規に違反するような情報というものを、警察等から削除依頼があった場合に、プロバイダがこのガイドラインに照らして削除していくというものになります。

次に、モデル条項になります。先ほどのオレンジと青の図で言うところの3つ目の有害情報もカバーしているモデル条項になります。先ほど御説明したとおり、もちろん、権利侵害情報や違法情報というものもこのモデル条項の中に含まれてはいるのですが、有害情報についてもカバーする形で、利用者とプロバイダの契約約款の中に入れ込んでいただいて、その約款違反がある場合には、プロバイダ側で削除することが可能になるというものです。これも総務省はオブザーバーとして支援させていただいている形になります。

最後、こちらが具体的な利用者からの相談対応に対応するための窓口として総務省が設置させていただいている違法・有害情報相談センターの紹介のスライドになります。例えば先ほど申し上げたように、自分の性的な画像や映像がネット上に流れているのだけれども、どうしようといった御相談を受け付け、メールでのご回答にはなってしまうのですが、それに対する具体的な対応方法を、アドバイスさせていただくというものになります。削除要請の代行のようなことはこの相談センターではやっていないのですが、具体的にこのプロバイダであればこう

いう削除フォームで、この削除窓口に連絡してくださいというような、個別具体的なアドバイスをさせていただきますので、利用者の方からは、高い評価をいただいているものになります。

以上のような形で、総務省としては、制度的なものとしてはプロバイダ責任制限法、プロバイダ責任制限法でカバーできない違法・有害情報類型に関しては民間のガイドラインの作成支援という形でサポートさせていただいております、個別の具体的な相談については、この相談センターのほうでアドバイスをさせていただいている。そういった形になります。

総務省からの御説明は以上になります。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただいまの御発表は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課ということでございました。ありがとうございました。

それでは、続きまして今度は法務省人権擁護局からのご説明をよろしくお願いたします。

○岡本法務専門官 法務省の人権擁護局でございます。よろしくお願いたします。

私からは、資料3を使わせていただきます。資料としては4枚物になっております。

内容としましては「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」ということでございます。

インターネット上に不当な書き込みや不当な画像等が掲載されている場合に、人権擁護機関としてどのような取組を行っているのかということの御説明になります。

資料を見ていただきますと、書いてある内容を簡単に御説明させていただきますと、まず、法務省の人権擁護機関の取組としましては、国民の皆様から常設の人権相談所や電話等の相談によって人権相談を受け付けておまして、その相談において、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合には、人権侵犯事件として取り扱います、調査・救済手続を開始いたします。その調査・救済手続の中で違法性があると判断した場合には、被害者の実効的な救済というものに取り組んでおります。

そのインターネット上の人権侵害情報というのは、ネット上の書き込みとか、性的画像を投稿されるとか、そういった場合には、当然インターネット上ですので、伝播性が速く、被害も甚大に非常に大きくなるということで、とりわけ法務省では迅速な対応に努めているところで

す。実際にどういった対応をするのかということですが、被害者の方から被害の相談を受けた場合は、まず、どういった情報がインターネット上にあるのかということを確認しまして、それで問題があるということであれば、まず、一義的には被害者自らがそういった情報の削除などができるのかどうかを検討した上で、被害者自ら削除できるということであれば、どういった形でインターネット上の情報を削除できるのかということの助言をして、まずは被害者みずから削除していただくことをお願いしております。

それで、被害者の方がインターネット上の知識等がなくて、自分ではなかなか難しいということであれば、法務省でその内容等を判断しまして、違法性があると認めた場合は、プロバイダ等への侵害情報の削除依頼というもの、削除要請と言っておりますけれども、法務省から行

って、そういった侵害情報を削除するように要請をしております。

具体的にどれぐらいのこういった内容かということなのですが、資料を飛ばしまして、3ページに具体的な事例を書かせていただいておりますが、今回のテーマですと、事例1です。ここにインターネット上のプライバシー侵害の事例を例に挙げさせていただいておりますけれども、これはブログ上に、宿泊施設の脱衣所で着がえている被害者の画像がネット上に公開されている。被害者自身が自治体等に相談したのですが、なかなか対応していただかなかったということで、法務局にご相談があった事案です。これについて、法務局で調査した結果、当該画像は被害者のプライバシーを侵害すると判断いたしましたので、プライバシー侵害として、人権擁護上問題あるとして、当該サイトの管理者に対して削除要請を行って、その画像を消していただくようお願いしたところ、実際に消えるに至った事案がございます。

インターネット上のプライバシー侵害として法務省としては捉えておりますので、具体的に性的な画像があるからということだけで人権侵害上問題があるとは捉えておりませんので、あくまでも人権擁護上、プライバシー侵害や名誉毀損とか、そういったことが判断できるといった場合に、法務省としてはインターネット上の侵害情報について削除要請を行うという対応をとっております。

インターネット上の人権侵犯事件については、資料の2ページのところを見ていただきますと、真ん中のグラフです。インターネット上の人権侵犯事件数については、ここ数年かなり急激に伸びておりまして、インターネット上が最近非常に便利になっていることもあって、それに伴う被害も急増しているという状況がございます。

以上が、ざっぱくではございますけれども、法務省人権擁護局からの説明になります。ありがとうございました。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、民間団体における取組といたしまして、一般社団法人セーフアーインターネット協会、専務理事の吉田様、お願いいたします。

○吉田専務理事 ただいま御紹介にあずかりました、吉田でございます。よろしくお願いたします。

私ども、ちょっと名前が長いのですが、セーフアーインターネット協会ということで活動をさせていただいております。

現在、インターネット上で違法情報、有害情報を見つけた場合の国民の相談先といたしましては、警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンターというものが、ちょうど10年前、2006年から活動を開始しております。

もう一つ、2013年から私どもセーフラインということで、民間独自の取組として始めさせていただいております。この2つの窓口が、今、並立してございます。ちょっとややこしいのですが、警察庁委託事業のほうも、今年度4月から、私ども社団のほうで競争入札で受託いたしまして、両方私どもの社団のほうで展開させていただいている形になります。

ホットラインとセーフラインの違いでございますけれども、右下、ホットラインセンターに

関しましては、警察の委託事業ということもございますので、表現の自由等、国家、特に警察というところで、慎重な運用が求められるというところで、民間委員から成るガイドライン検討協議会で決定した違法情報のみを対象として通報を受け付けている形になります。

これに対してセーフラインは純粋に民間の資金で運営されてございますので、それよりは広く問題、事象の、最近の話題性等も伴っておりますけれども、迅速に対象範囲を決めることができるという形で、特に立場の弱い個人に対する権利侵害の対応ですとか、そういったものを主に取り扱って、重点的に対応しております。

現在は、児童ポルノですとかリベンジポルノというものが社会の関心事になっておりますし、立場の弱い方が対象になっている、被害者になっているということもございますので、こちらに注力をしているという形になります。

また、公的な活動では、日本の司法権等に限定されるということもございまして、海外サイトについて児童ポルノ以外は一切削除要請をしていなかったという実情もございますので、セーフライン、民間の活動におきましては、海外のサイトにも削除依頼を出すというところをも一つの特徴として捉まえてございます。

英語で、右側に記載しておりますように、削除依頼書をつくりまして、外国のプロバイダに送らせていただいている形になります。

これを図式化いたしますと、青が警察庁委託事業のホットラインセンターで対応しているところでございまして、児童ポルノ以外は国外は対応していないということでございますので、そのほかを民間でカバーしている形になります。

では、実際に違法・有害情報というものの常置場所のサーバーがあるところ、保存されている場所という形になりますけれども、国内外比率というものを図式化してみました。これを見て、一見してわかるとおり、ほとんどの情報は、今、国外に常置されてございます。ですから、国内法を厳しくしたり、国内のプロバイダでの取り扱いを幾ら厳しくしても、国外にそもそもございますので、手が出せない状況になってございまして、そういった問題は、幅広く外交関係ですとか、警察で言うと捜査共助の関係ですとか、国際的な枠組みが非常に必要になってくる。まさにインターネットのボーダーレスさと表裏の部分がございますので、そういった課題がある。そこに関しまして、私どもは直接英語で削除依頼を出すことによってカバーしていこうというところに力を入れてございます。

実際の成果でございましてけれども、これを見たときに意外に高いと思われる方、率直な感想としていただくことがあるのですが、全体としましては76%削除できているという形でございます。私どもが削除依頼をした結果として、76%の確率で削除が実現している形でございまして、ただ、対象情報によってはかなり濃淡がございまして、皆さん御承知のとおり、わいせつの規定に関しましては、局部が見えていても合法だというような国も米国を中心でございますので、約半分という確率の削除実現率になっておりますけれども、児童ポルノですとかリベンジポルノに至っては、80%ぐらいで今のところ推移している状況でございまして。

特に、リベンジポルノに関しまして、去年までの数字で、お手元の資料には去年までの数字

しかございませんけれども、今年はまだ締めておりませんので、ここで初めての発表となりますが、10月末時点で1,250件を数えておりまして、今、増えている。これが増えているというのは、私どもの活動がだんだん認知されてきたというところにも起因していると思うのですけれども、たくさんのお申し出をいただいて、今、削除申請を毎日海外のプロバイダに出している形でございます。

次に、削除までに要した時間でございますけれども、結構消してもらえるサイトというのは、迅速に動いていただけるかなという印象を持っておりまして、3日以内に約半数が削除していただけて、2週間以内に9割が削除していただける形になります。

これは、しっかり管理人がついて毎日チェックしているような大手のサイトに関しては、当然行動が早い形になっておりまして、このような結果になるのかなと思っております。

この国内のプロバイダでもそうですけれども、先ほどの総務省さんの発表でもございましたが、プロバイダというのは、独自に利用規約というものを発信者との間で結んでございますので、その利用規約が法律すれすれのところまで線引きされているということは必ずしもなくて、自分のサービスにこういったものを上げてくれるなということを個別列挙して掲示している場合が多々あります。これは外国の、例えばフェイスブックさんですとかツイッターさんでも同じことでございますので、その法律に基づくぎりぎりのところで黒か白かという判断ではなくて、そちらの利用規約に照らしてどうかということ判断していただけるので、そういった意味で、削除要請をした場合に自社の利用規約に照らして独自に御判断いただいているのかなと思っております。これは、わいせつの部分に関してある程度消されているところからも明らかですし、問題の画像をたくさん集めてしまっている事業者におきまして、外国からとはいえ、矢のような催促が来ると削除しようかというような気持ちになりやすいということもございまして、そういった意味で、言ってみるものかどうか、そういったものに関しては民間の、国家からの要請ということになると、なかなかきっちり要件を満たしているのかということを経査した上で要請しなければいけないと思うのですけれども、私どもは要請というより御依頼という形で、自社の規約に照らして何とかできませんかと、少し下手に出るような形で削除要請をするという形で現在の効果を出していると認識しております。

ちょっと字が小さくて恐縮なのですが、いろいろな事例がございます。アダルトチャットに出演した当時の画像が、録画をされて、それがしばらく何年かたって流出したというケース。

全然自分は裸になったことがないのでございますけれども、自分の画像と他人の性器等が写り込んで、自分の名前で検索したときに出てしまう。

ケース4に関しては、普通にリベンジポルノでございまして、周囲の方が気づいて御連絡をしていただける場合ということもございます。

昔、サービス業で働いていた際に使われた写真が出ているというようなお話もございます。

アダルトビデオに3年前に出演してしまいましたが、その画像がインターネット上でも公開している。ネットには出ないという約束だったにもかかわらず出ていたというような事例もござい

ます。

ホテルで盗撮された画像ですとか、成り済まされて出されている画像ですとか、そういったものもございます。

こちらは当然ですけれども、削除が達成できた後は非常に強い感謝の言葉をいただくという形で喜んでいただいている現状でございます。

ケース4はフィリピン人の方という形でございます。

以上、なかなか100%というものは難しいとは思うのです。また、私どもの活動というものがまだまだ認知されていない部分がございますので、より100%に近づけるためにはどういった施策が必要かというのは、我々も検討しているところでございますし、認知を高めるためにいろいろな関係者との連携等、あるいはホットラインセンターと一緒に警察庁さんの広報と一緒に広報していくというようなことをあわせて検討しております。

また、東京都ウィメンズプラザ様ですとか、法務省の人権擁護局さんとも意見交換をさせていただくなどして、いろいろな経路で私どもの活動を周知していただける、手助けをしていただければと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○辻村会長 どうもありがとうございました。

それでは、総務省、法務省、そして、セーフティーインターネット協会の3者から御報告をいただきましたけれども、委員から御質問や御意見がございましたらよろしくお願いたします。対象は限定しないで、どちらに対する質問からでも結構です。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 ありがとうございます。

このようなことに慣れていない者なのですが、性暴力救援センターで相談を受けていますと、今お話にあったようなネットに上げられたとか、リベンジポルノだったりとか、そういう相談者の例がかなりあるのです。そういう時に、私たちは今、民間団体のPAPSと連携をしながら、対応のお願いをしていくという形をとっているのですが、今、聞きますと、個人でできることもあるだろうみたいなお話なのですが、そのあたりで、個人でやった方がうまくいった場合には、セーフティーさんのほうにまた連絡をいただくとか、そういうようなことはあるのでしょうか。あるいは、やりとりができるというようなことがあるのでしょうか。

もう一つは、以前に、シェルターを利用された方で、総務省の総合通信基盤局の資料、3ページ目の、売春目的の広告というところがあります。明らかに同様の事が起きていたので、警視庁のほうに私が伺って、何とかしてもらえないかというようなことをお願いしたのですが、目の前で削除をしていただいたら、その直後にもうすぐ別のプロバイダのほうに飛んでしまうというのでしょうか、そういうことがあって、それが何回か繰り返されて、結局のところ、プロバイダに電話連絡をしていただいたりなどして、これで削除されたかなというようなことがあったのです。そうしますと、うまく削除できた人たちの中で、もう一度浮上してくるような例はどのくらいあるのか、それとも全くないのかということを知りたいのです。よろしくお願

いたします。

○辻村会長 セーフターさんのほうで御回答をいただけますでしょうか。

○吉田専務理事 全部の質問にお答えできるかわかりませんが、回答いたします。

基本的に権利侵害が発生した場合は、法的手続にのっとして、みずから頑張って削除要請を出していくという形が基本になりまして、代理人等、弁護士の方を雇ってやられる方もいらっしゃいます。ただ、どうしてもそういった活動を自分でできない方もいらっしゃいますので、そういった場合は、私どものほうに通報していただければ、100%達成できるのかはわかりませんが、やらせていただいている形になります。

基本的にと申しますか、今のところは電話ではなくてネット上で、自分が載っているところのURLを送っていただければ、こちらで背景事情というか、こういったところに保存されているのかなどは私どもで調べさせていただきますので、プロバイダを探し出して、国外であろうと、そこに削除依頼を出す。その前提として、本当に写っている人がその人かのような部分は、こちらからヒアリングをさせていただくために、メール等で御連絡する場合があります。そういった前提が整えば、私どもからあとは削除依頼を出す。待っているだけで大丈夫でございます。

今度、1回消したけれども、再度出るかという点に関しては、出る場合はやはりございます。その場合は、一定程度私どものほうでも過去に削除依頼したものがまた出ないかということは確認することをしておりますけれども、今のところはリソースの関係もございまして、100%毎日毎日繰り返し載っていないかを見ることはできませんので、新しい案件から処理しつつ、時間があいたときに過去の分がまた載っていないかを調べるところが、今のところの現状でございます。

私のほうからは以上でございます。

○辻村会長 関連質問はございますか。今の点はよろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 詳しい資料をありがとうございました。

総務省の方にお聞きしたいのですが、この3点、権利侵害情報や権利侵害以外の違法情報を含めて、かなり、最近ここ一、二年で新たに設定されたわけではなく、プロバイダ責任制限法は平成14年だったり、結構早い時期に設定されているにもかかわらず、そのときから機能しているのか、それとも社会的な問題になってから、やおら機能しているのかというところなんです。なぜかといいますと、神奈川県はヘイトスピーチが非常に厳しくて、住民が住んでいる地域にヘイトデモを何度も行うということで、また、インターネットにも随分出たのです。やっとヘイトスピーチ解消法というものが、理念法でもできてから、このプロバイダで被害者たちの個人のプライバシーのいろいろな問題が載ったことをやっと削除する、今年になってやっとだったのです。そういうことからいうと、総務の方がおっしゃるように、すごくいい制度ももういっぱいできているのだと思いながら、実効性はいかがなものかというところを教えてい



ただきたいと思うのです。

○辻村会長 ありがとうございます。

総務省のほうで、お答えはいかがでございましょうか。

○柘植専門職 今、御指摘のあったヘイトスピーチに関しては、もちろん特定の方を名指しするようなものについては、プライバシー侵害であったり、誹謗中傷ということで、権利侵害情報に当たるケースでもあるかと思いますが、そのような場合には、プロバイダ責任制限法の対象となって、ガイドラインに基づいてプロバイダのほうで適切に対処するという形で運用はなされているものと理解しております。

ヘイトスピーチ、一般の差別的な言動ということ、特定の方を名指ししないような形になると、個別にどうかということはあるのですが、有害情報ということで、このモデル条項にも差別的な表現については禁止事項として列挙しているものになりますので、そういったモデル条項の内容を採用いただいているプロバイダのほうであれば、それに基づいて削除を行うという形で、対応されているものと理解しております。

ただ、こちらに関しては、あくまで民間の自主的な取組という形になりますので、プロバイダのほうで判断される中で、それが有害情報に当たるか当たらないかという判断はその判断が分かれるところはあったのかもしれないと考えております。

もっとも、今御指摘いただいた、ヘイトスピーチ解消法ができた後にやおらプロバイダさんのほうで対応がよくなったという御指摘に関しては、真摯に受けとめさせていただいて、そういったプロバイダさんのほうに対する周知啓発活動、協力をお願いというところも総務省で今後も引き続き行っていきたいと考えております。

以上になります。

○辻村会長 ありがとうございます。

確かにプロバイダ責任制限法は15年前にできていて、ガイドラインなどもかなり古いようですが、この違法・有害情報相談センターができたのはいつなのですか。余り知られていないのではないかと思います。

○柘植専門職 相談センターができましたのは平成21年になります。

○辻村会長 平成21年ですか。わかりました。

やはり広報が重要ですね。一般に余り知られていないという感じを受けるのですが、皆さんはいかがでしょう。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 平川委員の最後の部分にも関連するのですけれども、結局一回削除しただけでは何度も何度も載せるということとはとめられないと思うのです。同じプロバイダであったとしても、別の発信元から載せれば、また載ることになるのだと思うのですけれども、それをとめる枠組みというのはもうないのかということが一つと、やはり違法・有害情報の発信者に対する捜査、処罰の枠組みというものがどうも見えてこない。だから、結局載せても削除されるだけで、何も処罰されないということであれば、なかなかとまらないと思うのですけれども、そう

いうことに関しては法務省なりのお考えなのかということを知りたいのです。

○辻村会長 この点はいかがでしょう。

○岡本法務専門官 法務省なのですから、人権擁護局とは所管が異なりますので、処罰の関係はお答えできなくて大変申しわけありません。御指摘のところは確かにおっしゃるとおりなので、法務省人権擁護局としては、一度消えてもまた出てきたということであれば、当然、被害者から申告が新たにあったということであれば、その都度、その都度で対応はしていくということが実情でございます。確かにイタチごっこを繰り返すだけというところはあるのですが、我々人権擁護局としては、そういう被害申告があれば真摯に何度も何度も対応するということは引き続き行っております。

○辻村会長 ただいまのお答えでは、人権擁護局なのでお答えできないということですが、どこだったらいいのですか。

○岡本法務専門官 恐らく、処罰の関係であれば刑法関係の法律を所管するところになります。先ほどまでおられた刑事局になると思われ。

○辻村会長 刑事局にお尋ねすればいいのですか。

○岡本法務専門官 要は、処罰の刑罰的な観点であれば、そちらのほうになるかと。私も明確には申し上げられませんが。

○辻村会長 そういう処罰についての検討というのは、まだされていないと認識されているのでしょうか。

○岡本法務専門官 知らないだけで、ひょっとしたらされているのかもしれませんが。こちらでは認識はしておりません。申しわけございません。

○辻村会長 それでしたら、現在、山田委員からの御質問にあったような、発信者の処罰等の検討というものはされていますかという点について、今後問い合わせるということで、よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 関連して、セーファーインターネット協会さんに、多分そういう相談も多いと思うのですが、何度も何度も来るということに関して、どういう対応をなっていますでしょうか。

○辻村会長 どうぞ。

○吉田専務理事 私どものほうでは、イタチごっこをかなり迅速にやるというところが、拡散を防ぐ大事なことだと思っております。今は自動的にそういったサイトはお互い連携し合っていて、そこに掲載されると、自動的にコピーしてほかのサイトにばっと散らばるような悪いサイトもございますので、がんではないですが、早期発見、早期治療ではないですが、早目にこちらにお申し出いただくのが、まず、絶対的に大事かと思っております。しばらくして御連絡いただくと、もう何百サイトに出ていて、ちょっと手がつけられないというような、もちろん、地道にやっていくのですが、そのような状態にもなりますので、早目に気づ

いて御連絡いただくのが何より大事ななと思っています。

処罰のほうに関しては、我々は削除に専念している団体でございますし、当然、民間で捜査権もございませんので、そこまではやれませんが、国内に蔵置されているものであれば、今、警察は全国にサイバー部門もできておりますので、国内であれば10年前から比べればかなり捕まる状況になっていると思いますし、実際の検挙数も右肩上がり伸びていると承知しております。

○辻村会長 よろしいですか。

平川委員、どうぞ。

○平川委員 性暴力救援センターのほうに寄せられる相談なのですが、削除をお願いしたのだけれども、削除の対象にならなかったという方からの相談があって、その理由を聞いてみますと、リベンジポルノに近いと思うのですが、個人が撮った画像は鮮明度が低く曖昧であって余りはっきりしないので、そのまま放っておいたほうがいいかもしれないというように言われたということがあって、そのもう一つ裏側に、今はプロの人が撮った、これはAVのことと関係するかどうかと思うのですが、ネット上に流れているので、そういう被害者の方が心配になる曖昧な画像は大丈夫ですよみたいな形で、取り合ってもらえなかったというようなことでした。私たちは性暴力被害者の支援という形でやっていますので、客観的に画像が鮮明であろうとなかろうと、被害者たちの、とりわけ青少年と言われる未成年の人たちというのは、怖くて学校にも行けないとか、それから、親に知られるのではないか、友達にわかるのではないかというようなことで怯えていたりして、心身健康状態に大きなストレスを及ぼします。そうすると、どの画像を削除するのかどうかという検討は、どこでどのようにするのかということなどが知りたいのです。真偽の程はわからないところもあるのですが、今のような画像は大丈夫だろうみたいな形が検討されて、結論づけられるというようなことはあるのでしょうか。

○吉田専務理事 実際に見てみないと何とも言えないというところではあるのですが、また後で個別に御相談に乗らせていただければと思いますが、その人が本当に写っている人なのかということを見きわめる必要がございますので、そういった点で、当然グレーゾーンはあって、そこを踏み込むかどうかというのは、我々のほうでも毎日悩ましいところではございます。

児童の場合は、児童ポルノに当たるかどうかということもあわせてみておりますので、児童が被写体の場合のほうは各プロバイダーさんも少し踏み込んで、多少不鮮明でも児童ポルノと認定しようかという形で削除するケースが多い、そういう傾向にあるかなと思います。ただ、素人かプロかというのはよくわかりません。そのことをおっしゃった人の理由づけがおかしいかと思います。

○辻村会長 ほかに、委員の方からいかがでしょうか。

小木曾委員、どうぞ。

○小木曾委員 人権擁護局の資料について教えていただきたいのは、2ページ、3ページにグラフがありますけれども、平成24年からの人権侵犯事件の数が増えています。これは認知が広

がったから数が増えたということなのか、それとも何かほかに理由があるのかを教えてください。

○岡本法務専門官 人権擁護局でございます。

明確な理由ははっきりとわからないというのが正直なところなのですが、最近インターネット上の問題が表に出てきておりますので、それで皆様、被害申告をするということが多くなっていると思われま。

あと、今、スマートフォンとかそういったものが身近に利用されるということがありますので、恐らく、今までは自宅に帰ってパソコンで行っていたものが、スマホでどこでもいつでもできるということがありますので、そういったもので、恐らくネットの利用者が増えているのではないかと。これはあくまでも私の推測ですが、そういった社会情勢は影響があるとは思います。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

今のお答えに関連するのですが、法務省では、プライバシー情報とか名誉毀損かどうかというような類型を出しておられるのですが、本日、この調査会で問題にしていますような若年層の性に着目した暴力とか、そういったことについて、何か類型化されて、調査はされていますでしょうか。いろいろな情報がある中で、若年層の割合はどのくらいであるとか、あるいは性被害に関するものはどのくらいであるとか、もう少しきめ細かな分類をされていますでしょうか。これは総務省さんにもお伺いしたいと思ったのですが、総務省でも権利侵害情報かどうかという、情報による類型を出しておられるのですが、今後、若年層はどうかとか、そういった分類を検討して下さるかどうか。そこはいかがでしょうか。

○岡本法務専門官 法務省でございます。

我々のほうで、現在の統計では、年齢による区分とか性的な問題であるという形での区分はしておりません。あくまでも我々は性的な関係であれば、プライバシー侵害というところで整理しておりますので、あくまでも自身の裸の画像とか、性的な画像を出されるということで、被害者のプライバシーを侵害しているという整理で行っておりますので、性的画像だということでの分類は特にいたしてはおりません。

○辻村会長 御報告はそういうものだったのですが、今後、年齢による分類であるとか、性的な画像かどうかという分類とか、そういうようにきめ細かく分析していただく方向性はありますでしょうかということ。そういう問題意識はありますか。

○岡本法務専門官 現在のところでは、そのところは検討しておりません。

○辻村会長 今後はしていただけるのでしょうか。

○岡本法務専門官 正直なところ、まだ我々のほうでも性的画像というのは全体の中では余り多くはないということが実情でございますので、どうしても我々のほうに来るのは、要は、いわゆる一般的なインターネット上の書き込みですね。言葉による表現のほうがどうしても多いのですから、画像だけを切り出してというところの整理は、今のところはする予定はございません。

○辻村会長 予定はございませんか。

○岡本法務専門官 はい。

○辻村会長 先ほどの小木曾委員の質問に対するお答えで、スマホなどで便利になって申告できるようになったというようにお答えになったものですから、それは若年層がスマホを駆使して申告するようになったのかどうかということを知りたいと思ったのですが、今のところ、データはないということも承知いたしました。

今後、そういう形でも御検討いただければ、単にプライバシー侵害というだけだと、いろいろな局面があると思いますので、この調査会としては、そういう情報もほしいと感じたのですが、総務省のほうはいかがですか。

○柘植専門職 総務省では、侵害事件の統計をとっているわけではございませんので、統計情報自体は、総務省のほうでは、ないということです。ただ、相談センターのほうの相談内容の類型化というものは行っておりますので、その中で、今後の取組として未成年者の相談が何件ぐらいあったのかということ进行调查していくことは考えていけるかなと思ってございます。

○辻村会長 不可能ではないと。調査もしていただける可能性はあるということでもよろしいですか。

○柘植専門職 はい。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかに委員から御質問、御意見はございますか。

よろしいですか。

それでは、貴重な御報告をいただきまして、まだまだお伺いしたいことはたくさんあります。私なども、セーファーさんに、例えば国外が九十何%というお話でしたので、どこの国が多いのですかとかお聞きしたいと思っておりました。

○吉田専務理事 アメリカ、ロシア、オランダ等に多いと承知しております。

○辻村会長 そうなのですか。わかりました。そういう情報はほとんど知られていないと思いますので、今後も、あらゆる方法で、いろいろな資料を集めてご教示いただければありがたいかと思えます。

総務省、法務省のほうでも、今後、連携のほど、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

それでは、どうもありがとうございます。この議事については終了させていただきます。

(吉田専務理事、柘植専門職、岡本法務専門官退室)

○辻村会長 続きまして、次の今後の対応というところに移ります。

資料5でございます。今後の対応について私から最初に紹介させていただきます。

近年、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれている児童の性に着目した新たな形態の営業の問題や、若年女性に対して、本人の意に反してアダルトビデオの出演を強要するといった問題など、若い女性を主に対象とした性暴力が多様化している状況が見られます。このような状況を踏まえて、本年の5月に政府が策定いたしました「女性活躍加速のための重点方針2016」では、この女性に対するあらゆる暴力の根絶の一項目として、若年層を対象とした暴力の多様化を踏

まえ、その実態把握に取り組むと明記されたところがございます。

この方針を受けまして、当専門調査会では、いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオへの出演強要問題について、本年6月以降、本日までの間に4回にわたって、被害状況や取組状況、課題などについて有識者、民間団体、地方公共団体、関係省庁、さまざまな関係者からヒアリングを行ってまいりました。

また、その下に書いてありますように、これまでのヒアリング等を踏まえて、専門調査会として本年度内をめどに、この問題に関する被害や取組などの現状と、今後検討すべき課題について整理をしていきたいと考えている次第でございます。ここに参考資料がついております。

その次に、事務局を通じて、委員の皆様事前にその現状と課題の整理に関する骨子案、このタイトルも仮題でございますけれども、「若年層を対象とした性暴力の実態－いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要問題の現状と課題－」というような文書を、今後整理して作成していきたいということでございます。

本日は、これまでのヒアリングを踏まえまして、各委員の皆様からこの骨子案の内容、あるいは今後の検討課題などについて、本文に記載すべき事項に関して御意見をいただき本日の御意見を踏まえまして、本文を作成し、年度内に整理を行っていききたいと考えております。

そこで、事務局から骨子案についてまず説明をお願いいたします。

○馬場暴力対策推進室長 それでは、骨子案と記載すべき事項につきまして、資料5を用いて事務局から説明させていただきます。

資料5の3ページになります。まず、取りまとめのタイトルでございますけれども、ただいま会長からもお話がありましたとおり、重点方針2016以降、4回にわたりまして、若年層を対象とした性暴力という観点からいわゆる「JKビジネス」、また、アダルトビデオ出演強要問題のテーマについて、民間団体、有識者等からヒアリングを行ってまいりました。ヒアリング等をもとに、現状と課題を整理するということでございますので、タイトルにつきましては仮題でございますけれども「若年層を対象とした性暴力の実態－いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要問題の現状と課題－」とさせていただきます。

次に、骨子案について御説明させていただきます。本日時点の骨子案となります。今後、本日の御意見や本文を具体的に記載していく中で、構成は必要により修正を行わせていただきたいと思いますと考えております。

表の左側になりますけれども、柱はIからVIの6つとしております。構成につきまして、まず簡単に申し上げますと、まずIとIIで、今回のJKビジネスまたはアダルトビデオ出演強要の問題について、それぞれの状況を記載しまして、こうした状況に対し、関係省庁、民間団体でどのような取組がなされているのかをIIIで記載したいと考えております。

そして、IVで、本専門調査会で御発表いただきました研究者の方からの問題提起につきまして記載するとともに、Vで国民や若年層の意識としまして、この専門調査会では取り扱っておりませんが、世論調査等の結果を記載したいと考えております。最後になります、VIとして、今後の課題について記載するという構成にしたいと考えております。

次に、各項目に記載したいと考えている事項につきまして、御説明させていただきます。右側の欄になります。

また、3ページにお戻りいただきまして、ⅠとⅡでは、まずJKビジネスとアダルトビデオの出演強要問題について、それぞれの状況ということでございますが、問題の内容だとか危険性、被害の状況、相談事例、被害者の状況等について、できる限り具体的に記載したいと考えております。

次にⅢでございますけれども、こういった状況に対しまして、行政機関、民間団体における取組を記載するという項目でございますが、これまで関係省庁や地方公共団体、民間団体からヒアリングを行っておりますので、こちらのⅢの右側に記載しておりますけれども、1で、国や地方の行政機関のそれぞれの取組を事項別に記載しまして、4ページで、2では、民間団体についての取組ということで、相談、同行支援等、被害者支援の取組や、ただいま説明のございましたインターネット上の違法・有害情報への対処等について記載したいと考えております。

3でございますけれども、こちらはアダルトビデオの関係で、メーカーの団体の取組や、出演者の団体設立の動きがありまして、事務局のほうで先日お話を伺ってまいりましたので、その内容を記載したいと考えております。

Ⅳでございますけれども、本専門調査会では、これまで社会学の青山教授、刑法の矢野教授、心理学の小西教授と、3つの分野から3名の先生に発表をいただきましたので、その概要を記載したいと思っております。

Ⅴでございますけれども、世論調査等の結果ということで、例えば本年10月に公表されました「男女共同参画社会に関する世論調査」の中で、JKビジネスに関する質問をしておりますので、そういった本テーマに関連する調査結果、意識調査の結果を記載したいと考えております。

最後にⅥでございますけれども、今後の課題について、本日の御意見も踏まえて記載したいと考えております。右側に記載してあります※印の各項目でございますけれども、今後の課題として考える項目を記載したものでございまして、基本的には、Ⅲ取組状況の行政機関に記載した項目と同じ項目を載せさせていただいております。

説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、残された時間、委員の方、本日は5名の委員が御参加でございますのでお1人4-5分あると思いますけれども、御意見を頂ければ幸いです。阿部委員からお願いできますでしょうか。

○阿部委員 横浜市内で最近行われた研修会のほうで、以前Colaboの仁藤さんからもお話を伺ったと思いますが、性搾取問題ととりくむ会の田中さんから、軽度知的障害を持つ女性が性搾取や性被害に遭うことが非常に多い、適切な支援につながっていないということの具体的な支援活動を通じた報告がありまして、こういった軽度の知的のある人たちが適切な支援につながらずむしろ搾取される、あるいはハンデを負っているために複合的な差別でこういった被害に

遭いやすいというようなこと。それから、家庭がうまくいっていないために居場所がないとか、大切にされてきた経験が非常に薄いと。こういったことが実際の支援の現場から報告を受けまして、こういった認識をきちんと私たちも共有していかなければいけないなと思ったことが一点です。

もう一つ、確かにこのJKビジネス、アダルトビデオに直結しないのですが、非常にダブるというか、重なる部分として、そもそも売春防止法を何とかしなければいけない時期に来ているのではないかと。以前からも、第3次の報告の中にもあったかと思いますが、本当に支援が必要な被害者である女性が、ともすると犯罪者にされる。買う男性が処罰されないこの法律ということで、結果的に女性への暴力を蔓延させているのではないかとということが、各地の支援者の声として上がっておりますので、この辺もやはり本格的に検討課題になるのではないかと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは小木曾委員、よろしくお願いいたします。

○小木曾委員 現状と課題ということですから、まずは把握し得た限りの現状を記述して、どのような問題があるかを指摘するということなのだろうと思います。その問題の中には、女性に対する直接的な暴力もありましょうし、少年の健全育成の阻害、それから、各種の権利侵害などがあると思いますから、できるだけ多角的にこれを捉える必要があるだろうと思います。今、阿部委員からもご指摘ありましたけれども、特にJKビジネスというのは、それを生む社会経済的な背景事情にも踏み込むことができるのであれば、それが望ましいと思います。

ついで、そうした問題について、現行法制下でどのような把握がされて、誰がどのように対処しているのかということの整理が必要だと思っておりますけれども、これもJKビジネスですが、法令には触れていないようだけれども、しかし、少年の健全育成という観点からすると、早期の介入がぜひ必要であるということがあるかもしれませんし、制度はあるのだけれども使えていない、制度自体がないということがもしあるとすれば、そうしたことを整理して論ずる必要があると思います。

それから、若年層への教育啓発というのは非常に重要な問題だと思っておりますので、そこに焦点を当てる必要もあるのではないかと考えます。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

原委員、よろしくお願いいたします。

○原委員 私からは、教育啓発と保護・自立支援のところのお話をしたいと思います。

まず、教育啓発ということで、性教育や暴力予防教育のあり方をどのように児童生徒に対して行っていくのか。全国的に見ても学校現場で性教育が行われているというのは地域差もあるようですので、そういう成長発達段階に合わせた教育の実施がある前提、そのベースがある中で、今までお話があったようなSNSやインターネットに巻き込まれないような、犯罪に遭わない



ような教育も、その中に組み入れていく必要があると思います。

現在、全国的に立ち上がってきています、性暴力救援センターとこの予防教育等との関係を考えてく必要があると思っています。というのは、性暴力救援センターに支援を求めて来ている人たちが、実はJKビジネスであるとか、アダルトビデオの出演であるとか、そのリスクを抱えている女性がこれまで少なくなかったのです。ですから、そういう人たちを早く発見をして、その支援をしていくというところでは、救援センターと性教育、学校教育との連携も出てくるだろうと思います。

保護・自立性のところで、ぜひ婦人相談所のあり方というものを問い直していただければと思っています。前回の専門調査会の議事録も読ませていただいたのですが、保護すべき女性と、実際の施設の運営のあり方のミスマッチが起きているのではないかと思います。婦人相談所は、今は主にDV被害者女性の支援ということで行っていますが、JKビジネス、AVの被害の女性は、求められる支援が違いうだろうと思われるのです。一方で、生育歴や家庭環境の要因などはDV被害者女性と共通しているものもかなり多いので、いずれにしても、施設での生活になじまない人たちをどのように支援につなげていくのかというところは、今後、婦人相談所のあり方、例えば単純な話ですけれども、携帯電話が全く手放せないような状況の人たちを、携帯電話を手放さないと保護はできないとか言わずに保護が可能になるなど、そういうことも含めて、いろいろな人たちが支援の対象になるような婦人保護のあり方、これはぜひ、今後検討していただければと思っています。

私からは以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは続きまして、平川委員、お願いいたします。

○平川委員 私からは、このJKビジネスとAV出演の強要に関しては、なぜこれを取り上げることが大事なのかという点について申し上げたいと思います。どちらも見えにくい被害であったということ、あるいは、AVの出演強要については、AV自体が未だ名前のついていない性暴力であり、そのことを可視化する意味はすごく大きいかと思います。

JKビジネスに関しては、今、阿部さんを初めとしてほかの委員からもお話をいただいたのですが、私も民間シェルターをやっていますので、そこに来る方たちというのが、子供のころに親に保護をもらっていないし、虐待を受けています。思春期から青春期にかけて家庭の外で性被害に遭う。そして、DVの被害を受けて、みずからも子供さんに暴力を振るっているというような重複する被害の方たちをお世話してきた関係から、JKビジネスに関わる少女たちの背景には貧困の問題が潜んでいるということを痛感するところです。この重複的な被害に関しては、小西聖子さんからも、精神科医としての立場からさまざまなお話もいただきました。全くそのとおりのことが現場では起きていますので、その現状と背後に何があるのかということを書き込む必要を感じています。

それから、AV出演の強要に関しては、名前のない性暴力被害であって、研究者によると、「被害者がいない犯罪」なのだとされてきた経過があります。従来、ポルノグラフィーとい

うのは表現の問題として議論されることはあっても、AVが制作される過程の中で、実は女優となる出演する女性が強姦被害に遭っており、しかも、数人の男性に囲まれて、同意のない性行為をさせられているということです。既ポルノ制作の過程で性暴力被害が起きているという構造的問題をきちんと報告書に書き込む必要があるのではないかと思います。

またAVに関しては従来から表現の問題である観点から、たかだかわいせつ物としての取り締まりが行われてきたといっても過言ではないと思いますが、一旦はこの立場からの議論を保留にしたうえで、AV制作過程において性暴力が行われているのだという書き込みをする必要があるかと思います。

繰り返しになりますが、AVは被害者がいない犯罪であつたわけですし、そのことをきちんと書き込む必要があると思っています。

それから、被害に遭われた方たちの精神的な苦痛と身体的な症状についてはよく耳にしています。性暴力救援センターに御連絡がある方たちは、PTSDの症状が重いですし、死にたくなる状態に対する自己治療のような形で、アルコールを大量に飲んだり、あるいは処方薬をため込んで大量服薬するというようなアディクション行動に関する問題を抱えています。このことから、長期にDV被害に遭っていた女性たちの症状と全く同じであることがわかります。そういう意味では被害者の心身健康状態についても言及する必要があるかと思います。

対応については、まず概念についてきちんと書くこと。それから、法的規制の必要性を書き込んでほしいと思います。

最後なのですが、AVの出演を強要された方たちの同意書の中には、性感染症になっても、あるいは妊娠にしても、契約側は責任を負わないという条項があるということです。深刻な人権侵害だと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いします。

○山田委員 2点あります。このような問題に関しては、JKビジネスでもAVでも、供給側に焦点が当たりがちなのですけれども、阿部委員も触れられましたが、需要側へのアプローチも必要ではないかと思っております。

今、御存知のように、未婚率は上がり、さらに近年の調査などでは、男女交際率もどんどん下がっておりますし、さらに交際意欲も失われています。つまり、配偶者もいないし、交際相手もいないし、交際相手を持つという意欲もなくした若者が大量に存在しているということが、このような産業が発展する下地になっているのではないかと。どちらが原因でどちらが結果ということは調査からはわかりませんが、下地になっていると私は思っております。この問題に関しては、実は海外の関心か極めて高く、私のところに講演や取材、特に欧米のメディアからの依頼が多くなっておりまして、どうも聞いてみますと、恋愛関係や性関係をお金で買うということが欧米では恥ずかしいとか、嫌悪されているとか、そういうような人を買うような人は嫌悪されている土壌があるのだけれども、日本ではそうではないのかということをよく

聞かれますので、教育等の問題に関しては、果たして恋愛関係、性関係等をお金で買うことがいいのであろうかといったような教育等も必要ではないかと思っております。

第2点は、保護・自立関係なのですけれども、幾ら教育でリスクがあると教えても、ハイリターンであればリスクを冒す人は出てくるわけで、もちろん、AV出演者にしろ、JKビジネス従事者にしろ、リスクがあることをわかっていてそういうことに従事するということはやはり何らかの形でリターンがある。収入が高いとか、JKビジネスに関しては、居場所があるといったことが考えられます。となると、今、子供の貧困が問題になっていますが、子供の貧困というのは、つまりは子育てをしている家族の経済的貧困であったり、人間関係的な貧困であったりするわけですから、そちらからの対策も必要だと私は思っております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

委員の皆様から大変貴重な御意見、分析を示していただきました。大体出尽くしているかと私自身も考えます。

少しまとめさせていただくと、今、お伺いしたところでは4つか5つの論点がありますが、1つ目は、近年の特色としてこれをどう捉えて、どのように分析していくのかということではないかと思えます。これは「被害者の若年化」という問題です。今、山田委員の御発言にありましたように、需要側と言われましたが、男性のほうの変化というのでしょうか、男性の交際できない若者とおっしゃいましたけれども、統計的にも、御承知のように、男性の生涯未婚率が20%を超えていますね。これは50歳のときの未婚率ですが、4人に1人。5人に1人ではなくて、今はもう23%まで来ていますので4人に1人ぐらいが生涯未婚で、JKのようなところに関心がいくという状況かもしれません。先ほど小木曾委員は社会経済的背景という言葉で言われましたが、社会学的分析も、法的な分析も必要でしょうし、こういうJKビジネスなどの背景、とりわけ需要側へのアプローチが必要と思えます。さらに、供給側といいますか、日本の女子中高校生については、以前から援助交際のことが問題になっていましたけれども、自己決定権という名のもとに、今では小学生も自己決定権という言葉を使うようになって、自分の体は自分で処分するのは権利であるということを小学生でも言うということがよく言われます。しかし、本当に権利意識が高まったことではなく、これは男性の性支配のような全体構造を考えた場合に、そこにわけがわからなくて、お小遣い稼ぎに入っていく少女たち。権利と行って人間の尊厳を奪われてしまうという構造的な問題です。そういうことがどこまで社会全体に理解されているのだろうかということで、教育啓発のことは後ほどもう一回触れますけれども、こういうトータルな状況をどのようにまとめていくのかということがポイントになろうかと思えます。

今回は、たまたまJKビジネスとかAV出演ということが取り上げられましたけれども、これは決して偶然ではなくて、構造的な日本の文化にも通じるし、社会経済的な貧困の問題にも通じますので、そういうトータルな分析をこの機会にすることができればいいかなと思います。

これに対して、対応の仕方が2番目の論点だと思います。処罰の方法としては、最近では児童

ポルノの禁止では、単純所持までも罰していこうという方向になりまして、処罰化の方向は確かにあるのですけれども、その処罰化の必要、あるいは妥当性というのですか、そういうものをもう一度再検討する必要があるかと思います。これは不足しているのか、もっと処罰すれば済む話なのかどうかということです。これは青山教授が、AVの場合には、処罰化をすると、実際のセックスワーカーたちへのダメージを広げてしまうことに通ずるのではないかという危惧を述べておられましたけれども、そういう処罰化のあり方の問題が、大きな検討課題になってこようかと思います。

それから、行政、民間の対応についても、これまでのヒアリングで随分伺ったのですが、本日の総務省と法務省のお話だけを伺っても、何か対応が縦割り化しているという印象をもちました。相互の連携というものが余りなくて、総務省はインターネットの被害について、人権擁護局もプライバシー侵害について調べておりますと。若年層についての先ほどの民間のほうの調査では、リベンジポルノなどが出ています。けれども、リベンジポルノの問題を法務省の人権擁護局は取り上げているのかということ、そういう分類はないので知らないというお答えになっている。これは全体として、対応する部署が、内閣府や警察庁も、総務省や法務省に分かれていて、それがどうもばらばらの個別の対応になっていないかということです。トータルに連携をして、統計的なものも今後整備していかないといけないでしょう。関連する法令はたくさんあって、労働法の体系と、児童ポルノ、その他の条例とか、たくさんありますし、今、JKビジネスについても名古屋などでは条例が作られているわけですがけれども、それぞれで取り締まればいいでしょうという形で、ばらばらの対応であってはいけないだろうと思います。条例というのは、どうしても地域ごとでばらばらになりますから、法律で一般的な形で対処していく必要があるかどうかということも大きな課題になるかと思いますが。これも報告書のようなものをつくる時にはしっかり書き込んでいかなければいけないかなと思います。

それから、皆様の御意見の中にもありましたけれども、第3は、教育啓発、広報の問題ですね。今日の御報告でも、私は相談センターなど、そういうところがあるということを知りませんでしたし、あるいはセーファーとか、そういう団体が苦情などを受け付けておられるということを知りませんでした。消費者センターのようなことは、大分みんなわかってきていて、何か被害に遭ったらどこかに言えばいいと考えているのですが、こういう被害に遭ったときに、どこに言えばいいのかを知っている人は本当に少ないのではないのでしょうか。学校の先生でも相談を受けて、ここですよとちゃんと教えてあげられる先生などもないのではないかと。弁護士さんも弁護士会もそうですけれども、あらゆるところで、地域もそうですし、そういう職能団体的なところも含めて、啓発広報の担い手になっていかないといけないと思います。

私は以前に申し上げたかもしれないのですが、何十年も前にフランスで、駅ごとに「Droits des femmes」という「女性の人権」という看板が立っているのを見ました。なぜ駅に女性の人権の看板が立っているのかということ当初全然知らなかったのです。けれども、これは駅ごとに、日本で言えば婦人相談所や、性被害に遭われた方が飛び込んでいけるような窓口のようなものがあるのです。日本でも、どこでも飛び込んでいけるような窓口みたいなところが派出

所の他にも駅前などにあることが必要だろうと思います。さらに、民間のサイトであれ、メールアドレスや電話番号が、例えばテレビのコマーシャルのスポットで流されるなどして周知され、ホットラインなどの形で身近なところであればいいのかなと思います。教育現場でも、当然のごとく研修などをした上で、あらゆる学校、その他で相談を受けた場合には、どこに言えばいいのかがわかるというものが不可欠かと思えます。

また、山田委員からも諸外国との関係についても御発言がございましたけれども、ほかの国でも恐らく取り組みが進んできていますので、見習ってやっていきたい。ただ、日本の特徴として、ブランド物を買いたい、お小遣いが欲しいからこういう援助交際をするということは、なかなか貧困の途上国などには理解されないということも事実ですので、これについては、また教育現場とも連携して検討していかなければいけないかなと思っております。

これまで、何回かヒアリングをさせていただき、団体や関係省庁の方から非常に貴重なデータ、資料を出していただいておりますので、この調査会では、委員の任期が3月に切れますのを、区切りとして、これまでに調査した結果をまとめておきたいと思っております。これは男女共同参画会議からも委託を受けている調査ですので、それに対する一つの回答でもあります。中間報告と言ってしまうと、最終報告があるようなことになりまして今後のことは新しい委員、専門調査会で検討するということになりますから、我々のメンバーで一つ区切りをつけておければ幸いです。

まだ、少し作成するまでに時間があると思っておりますので、また委員からは具体的にいろいろ御意見をいただいて文案を作成して、改めて委員の皆様にご相談させて頂きたいと考えております。また、これまで傍聴に来てくださいましたマスコミや団体の関係者もこの機会にいろいろなお意見をいただいて、少しでも多面的な豊富な内容にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

ちょうど時間が参りましたので、事務局から今後の開催などを通知していただいて、終わりにしたいと思います。

○馬場暴力対策推進室長 本日もありがとうございました。

本日、いただきました御意見等も踏まえまして、事務局において速やかに案文を作成しまして、会長とも相談の後、委員の皆様にもお送りしまして、御意見を頂戴したいと考えております。

次回の開催でございますけれども、年明けになる予定でございますが、改めて御連絡させていただきますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○辻村会長 それでは、第85回「女性に対する暴力に関する専門調査会」、これで終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。